

【令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告について】

町では、令和3年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の受付を次のとおり実施します。

事業（営業・農業）、不動産の収入のある人、生命保険の満期により所得のある人などは、期間内に申告をしてください。なお、医療費控除など、還付申告を行うことで所得税等が還付となる人の申告については、1月17日（月）から受付けておりますので、早めの申告をお願いします。

また、提出される申告書にはマイナンバーの記載が必要です。（詳細・令和3年12月号広報しもかわ掲載）

なお、確定申告の必要があるにもかかわらず、確定申告をされなかった場合には、税務署長が所得金額や税額を決定します。その場合、新たに加

算税が賦課される場合のほか、法定納期限の翌日から納付日までの延滞税を併せて納付しなければならぬ場合がありますので、ご注意ください。

■所得税等確定申告期間

○受付期間

2月16日（水）～3月15日（火）まで（土・日曜、祝日除く）

○受付時間

午前8時30分から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）

※最終日3月15日（火）の受付は正午まで

○申告会場

公民館（2月15日（火）までは、還付申告のみ、税務住民課窓口で受付けます。）

※土地、建物や株式の譲渡所得等がある人や、青色申告の人は、期間内に名寄税務署で申告ください。

※期間内に来場できない

人や、納税者ご自身で確定申告書を作成し郵送による提出を希望する人は、名寄税務署へお電話いただけますと、事前に申告用紙等の送付が受けられます。

■インターネットで確定申告

「e-Tax」の利用を

e-Tax（イータックス）とは、自宅やオフィスからインターネットを利用できるパソコンで、確定申告などの手続きができるシステムです。ぜひご利用ください。

なお、ご利用の際に必要な、マイナンバー（個人番号）カードを新たに取得される人は、交付申請が集中した場合、カードの作成に時間を要し、確定申告を行う期間に交付が受けられない可能性がありますので、お早めにお手続きください。また、令和3年分（令和4年1月以降）から

は、カード不要の申告方法やスマートフォンによる申告方法やスマホ専用画面の対象範囲が拡大する等、さらに便利になっています。

ほかに、マイナポータルを活用して、「ふるさと納税」等の控除証明書等の必要書類のデータを一括取得し、所得税の確定申告を簡単・便利にできる方法も拡充されています。

ご利用に当たっては、マイナンバーカードの取得とマイナポータルの利用者登録が必要です。ぜひ、マイナンバーカードを取得し、ご利用ください。詳しくは次のe-Taxホームページ等をご参照ください。

○ご利用に関して

e-Taxホームページ
国税庁ホームページ

○操作に関して

e-Tax作成コーナーヘルプデスク
☎0570-0115901

■税制改正等
注意点について

今回の申告に係る主な改正点は、次のとおりです。

- ①住宅ローン控除の控除期間13年の特例が2年間延長
- ②セルフメディケーション税制の適用期限が5年間延長
- ③確定申告書等への押印が原則廃止

また、令和4年1月1日から、帳簿書類を電子的に保存する際の手続等についても見直しがされています。

正しく申告を行うために、申告される際には、国税庁ホームページ等により制度内容をご確認ください。

また、新型コロナウイルス感染症に関連する税務上の取扱い関係について、ご不明な点は、名寄税務署へお問合せください。